

平成27年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成27年9月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成27年9月7日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成27年9月7日	12時9分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員 出席13名 欠席0名	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員	5番	久保山義明	6番	牧菌綾子		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 藤田和彦		(書記) 高木英斗	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	産業振興課長		土田竜一	
	副町長	松田一也	まちづくり課長		熊本弘樹	
	教育長	大串和人	建設課長		古賀浩	
	総務企画課長	酒井英良	会計管理者		木村司	
	財政課長	城本好昭	教育学習課長		内山十郎	
	税務課長	平野裕志	こども課保育園長		渡邊稔	
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事		阿部一博	
	健康福祉課長	天本正弘	代表監査委員		過能義隆	
こども課長	鶴田しのぶ					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	議案第23号	町長の給料の特例に関する条例の制定について
日程第5	議案第24号	基山町立図書館協議会設置条例の制定について
日程第6	議案第25号	基山町個人情報保護条例の一部改正について
日程第7	議案第26号	基山町職員の再任用に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第27号	基山町手数料条例の一部改正について
日程第9	議案第28号	基山町公共下水道工事請負契約について
日程第10	議案第29号	平成27年度基山町一般会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第30号	平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第31号	平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第32号	平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第14	認定第1号	平成26年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第2号	平成26年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第3号	平成26年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第4号	平成26年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	報告第7号	平成26年度基山町財政健全化判断比率等の報告について
日程第19	報告第8号	基山町一般会計継続費精算報告について
日程第20	報告第9号	教育委員会事務事業点検及び評価報告について
日程第21		決算特別委員会の設置について

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

ただいまから平成27年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、基山町議会会議規則第127条の規定により、久保山義明議員と牧菌綾子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から18日までの12日間と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第3回定例町議会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が町長の給料の特例に関する条例の制定について外4件、工事請負契約が基山町公共下水道工事請負契約について、予算案件が平成27年度基山町一般会計補正予算（第2号）外3件、決算認定案件が平成26年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について外3件となっ

ております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

また、報告事項として平成26年度基山町財政健全化判断比率等の報告について外2件をお願いいたしております。

それでは、早速でございますが、町政報告に移らせていただきます。

まず、一部事務組合等の会議の報告でございます。鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会が8月21日に開催され、平成26年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について外6議案が審議され、原案どおり可決されました。

また、鳥栖・三養基地区消防事務組合議会定例会も同日開催され、行政手続条例の一部改正及び平成26年度歳入歳出決算の認定等について、全6議案が審議され、原案どおり可決されました。

次に、8月の台風15号の被害についてでございます。台風15号は、8月25日、6時過ぎに熊本県荒尾市付近に上陸し、強い勢力を持ったまま九州北部を北上し、基山町を通過した後、25日昼前に日本海に達し、26日6時には温帯低気圧となりました。町に25日22時51分に暴風警報が発令され、非常に強い風や雨となり、役場の雨量計で降り始めからの総雨量が81ミリを計測しました。町では、台風による影響が早朝となるため、前日の24日18時に災害対策連絡室を設置し、関係機関と連携し、対応するとともに、町民会館及び保健センターを自主避難所として開設しました。避難につきましては、町民会館に19世帯33名、保健センターに1世帯1名の方が自主避難されました。

台風被害につきましては、暴風による倒木被害が町道23カ所、公園5カ所、林道11カ所、農業用ビニールハウスの破損や、ビニール剥離などの農業用施設被害が15カ所となっております。また、豪雨による土砂流入被害が農地1カ所、林道2カ所となっております。

次に、消防関係の訓練についてでございます。基山町消防団の夏期訓練を8月23日、基山町営球場で行いました。訓練は、基山分署の消防職員からの指導を受け、ポンプ車操法、小型ポンプ積載車操法及び軽可搬ポンプ操法訓練を実施し、ポンプ操法の技術向上を図りました。

次に、地方創生事業についてでございます。地方創生事業につきましては、基山町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び基山町人口ビジョンを策定するため、8月3日に基山町まち・ひと・しごと創生推進会議を発足し、協議をいただいております。

地方創生関連事業につきましては、商工会、産業振興協議会等の関係団体と連携し、具体

的取り組みに着手しているところです。地方創生事業のうち、産業振興協議会が担っている基山ふるさと応援通販プロジェクト事業、基山パーキングエリアふるさと応援市場事業、宅配・基山ネットワーク事業、基山町第六次産業化推進プロジェクト事業、4つの事業につきましては、4月16日の協議会設立後、各部会の議論を踏まえて7月31日の協議会臨時総会で取り組み方針が決定されたところで、現在その決定を踏まえて具体的取り組みに着手しております。

次に、きのくに祭りについてでございます。第28回きのくに祭りにつきましては、残念ながら台風の影響を考慮して、安全第一のもとに中止されましたが、きのくに祭り振興会の実行委員を初め、町民や協賛企業の皆様の御理解と御協力、出店、アトラクションなどで御協力いただきました事業者、グループの皆様のおかげで、きのくに夏祭りとして開催することができました。当日は、晴天にも恵まれ、多くの方にお越しいただき、盛況のうちに終わることができました。

次に、課税地目変更を行った土地に係る固定資産税の課税誤りについてでございます。課税誤りの内容といたしましては、雑種地及び山林へ課税地目変更を行った土地に係る固定資産税において、課税標準額に算定誤りがあり、平成25年度から平成27年度の課税におきまして、延べ35名の方々に税額にして約48万円の過大課税を行っていたというものでございます。

雑種地の課税標準額につきましては、税負担の調整措置により評価額の70%を上限とするところですが、課税標準額が課税額と同額となっている誤りがございました。これは、課税地目変更の移動処理を課税システムにて行う際に、税負担の調整措置の適用有無を指定する項目に入力誤りがあったことによるものでございます。

また、山林につきましては、あわせて相続人代表に係る処理誤りがございました。たび重なる課税誤りにより、納税者の皆様や町民の皆様に多大な御迷惑をおかけし、改めて心からおわびを申し上げます。該当する納税者の方々へは、訪問等によって課税誤りについておわびを申し上げるとともに、経緯を説明し、税額更正及び還付の説明を行いました。

なお、延べ20名の還付すべきの方々につきましては、還付金26万7,200円、還付加算金2,600円の支払いを完了いたしております。それ以外の方々につきましては、平成27年度分の税額変更により減額処理にて対応を行っております。

また、8月5日付で関係職員の処分を行うとともに、町の責任者である私自身の責任も明らかにするため、給料を3カ月間10分の1減給することとし、今議会に給料の特例に関する

条例を提案いたしておるところでございます。

今回の事案を深く反省するとともに、再発防止策を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。どうか、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、健康増進対策についてでございます。生活習慣病の予防や早期発見のための総合健診につきましては、集団健診を保健センターで5月に7日間、6月に7日間行いました。受診日については、休日にも受診希望の日時を指定し、特定健診とがん検診を同時に実施することにより、待ち時間を少なくし、効率的な健診事業を実施することができました。

また、基山町母子推進員の協力のもと、乳幼児の一時預かりを行う日を設定して、受診率の向上に努めました。

次に、放課後児童クラブ運営についてでございます。夏期休業中のひまわり教室への申し込みが定員を上回りましたので、本年度も基山小学校のランチルームを借用し、全ての申し込み者を受け入れ、運営を行いました。

次に、青少年健全育成事業関係でございます。8月6日、7日に基山町青少年育成町民会議主催の青少年夏期研修自然体験登山を九重青少年の家を宿泊地として、小中学生28名が参加し、実施いたしました。夏の晴天に恵まれ、全員が涌蓋山縦走を行いました。

また、天体観測を行い、土星を観察できたことは、参加した生徒たちにとってもよい経験となったようでございます。

9月3日から5日まで、19名の小学生が通学合宿に参加し、生活を老人憩いの家で、夕食づくりを保健センター調理室で行いました。

次に、基山町保育所等緊急整備事業についてでございます。佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助金を受け、基山町保育所等緊急整備事業として行っておりました社会福祉法人基山福祉会たんぼぼ保育園建てかえ工事が5月末に竣工し、7月19日に落成式が行われました。新園舎は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、建物延べ面積988.76平方メートルとなり、同時に入所定員を40名ふやしたところでございます。

次に、環境美化活動についてでございます。5月31日午前中に、町民の皆様の協力をいただき、県内一斉ふるさと美化運動が実施されました。区ごとに、道路や公園等に散乱しているごみの清掃及び除草作業が行われました。当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ約5,720キログラム、缶類約230キログラム、瓶類約65キログラム、ペットボトル約27キログラム、

不燃物ごみ約225キログラムで、合計約6,267キログラムでございました。

次に、親子で川の生き物調査事業についてでございます。鳥栖市との連携事業の一環として、親子で川の生き物調査隊、水生生物調査を7月25日に宮浦共乾付近の実松川で実施しました。この調査は、川底に住む生き物を調べることにより、その川の状態を知るもので、川を守り川をよくしていこうという意識を高めることを目的としています。対象者は、小学3年から6年生の児童とその保護者で、基山町から3組、鳥栖市から15組の計18組、41名の参加者が川の水質保全について学びました。

また、8月8日に同様の調査を鳥栖会場の河内ダム河川プール横の大木川にて実施し、15組30名の参加がありました。

次に、家庭用合併浄化槽の設置補助についてでございます。生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を合わせて処理する家庭用合併浄化槽の設置に補助金を交付していますが、6月8日から8月14日の期間において2回の募集を行い、申請を受け付けましたところ、5人槽が6件、7人槽が9件、計15件の申し込みがありました。今後、申請者により設置していただき、事業を進捗いたします。

次に、雨水貯水タンクの貯留タンクの設置補助についてでございます。雨水の流出抑制及び有効活用を図るため、雨水貯留タンクの容量100リットル以上の設置に対し、補助金を交付していますが、6月8日から8月14日の期間内において2回の募集を行い、申請を受け付けましたところ、5件の申し込みがありました。現在のところ、補助予定件数に達していませんので、申請受け付けを継続しております。

次に、道路工事についてでございます。道工27単第1号本桜・城の上線道路改良工事につきましては、平成27年6月30日から平成28年3月25日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が3,672万円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、30%でございます。

次に、公園事業についてでございます。公工27補第1号基山総合公園施設工事（南側整備）につきましては、平成27年8月7日から平成28年2月29日までの工期で、株式会社相生園緑地建設が2,243万1,600円で請け負い、施工しております。現在の出来高は、15%でございます。

次に、下水道工事についてでございます。下工27補第1号宝満川上流処理区第3号污水幹線築造工事につきましては、幹線管路の工事施工に対し議会の議決をいただきたく、平成28年2月29日までの工期で、請負額9,982万5,480円の仮契約を行い、今議会へ提出してござい

す。

次に、基山中学校補充学習事業についてでございます。生徒の小学校内容のつまずき解消と、中学校内容の基礎基本の定着を目指して実施している補充学習事業は、一、二年生を対象にした放課後学習会を6月24日から、全学年を対象にした夏期休業中学習会を7月21日から行いました。

また、3年生を対象にした土曜日学習会は、9月19日から開始する予定にしております。放課後学習会には84名、夏期休業中学習会には105名の申し込みがあり、補充学習支援員の支援のもと、数学と英語を基本に自学自習形式で学習会を実施しました。

次に、中体連九州大会及び全国大会についてでございます。生徒の健全な心身の育成、体力の向上等に資することを目的とした中体連九州大会及び全国大会が8月に開催され、柔道男子団体、柔道個人及び女子個人が出場し、選手たちは日ごろの練習の成果を発揮しました。

次に、図書館建設事業についてでございます。台風の影響で延期した新図書館見学会をボランティアの方々の御協力を得て、8月2日に開催しました。当日は、子供23人、大人28人の51名の参加があり、ボランティアで参加の方々を含めると63名の皆さんに建設中の新図書館をごらんいただきました。今後とも魅力ある図書館づくり、町民が望む図書館づくりを目指して事業を推進してまいります。

次に、基肄城築造1350年事業についてでございます。基肄城築造1350年事業は、10月2日、3日の第5回古代山城サミット基山大会に向け、準備を進めております。

また、基山町の貴重な文化遺産を誇りに思い、語り継げる子供たちを育てるため、基肄城をテーマとした基山小中合同創作劇に今年度も取り組んでおります。ことしは、第5回古代山城サミット基山大会の中で劇を披露することとしており、子供たちは「基山の歴史と文化を語り継ぐ会」など多くの町民の方々に協力を得ながら、劇の練習を進めております。

次に、基肄城築造1350年関連事業についてでございます。基肄城築造1350年記念事業イベントとして、7月12日に「まさきひろこファミリーコンサート」を町民会館小ホールで行い、138名の方に御来場いただきました。会場では、基山山頂で詠まれた歌と関係の深いと言われている「夏は来ぬ」も披露され、ソプラノ歌手の美しい歌声が会場を包み込みました。

また、8月9日には基山町のストライダーチーム、「まめっこライダーズ」と共催し、基山サマーカップを開催しました。当日は、九州はもとより東京、神奈川、埼玉、大阪、兵庫、愛媛、岡山、山口と全国から、2歳から6歳の幼児136名の選手が参加し、応援者を含め約5

00名の方に御来場いただき、盛大に開催することができました。

次に、寄附金及び寄附の報告についてでございます。基山町大字宮浦、中村正光様より7月31日に3万円、基山町ゴルフ協会様より9月4日に8万円、それぞれ基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので、受領いたしました。

また、8月5日に大本山瀧光徳寺様より基肆城築造1350年事業寄附金として50万円の寄附がありましたので、受領いたしました。6月17日には、基山ガス株式会社様よりガスコンロ及びオープン7組を寄贈していただきましたので、受領いたしております。

最後に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。本年4月1日から、ふるさと応援寄附をいただいた方へ特産品贈呈制度を実施しております。寄附につきましては、7月末までの4カ月間で646件、785万7,033円の申し込みをいただきました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～19 議案第23号～議案第32号、認定第1号～認定第4号、報告第7号、報告第8号

○議長（鳥飼勝美君）

次に、日程第4．議案第23号から日程第13．議案第32号まで、日程第14．認定第1号から日程第17．認定第4号まで、及び日程第18．報告第7号、日程第19．報告第8号を一括議題といたします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成27年第3回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件5件、工事請負契約1件、予算案件4件、決算認定案件4件、報告事項3件を上程いたしております。

順次、提案理由について説明をいたします。

まず、議案第23号 町長の給料の特例に関する条例の制定について。

平成27年10月1日から平成27年12月31日までに支給する町長の給料月額、町長、副町長及び教育長の諸給与条例、昭和28年条例第2号第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から同条例別表第1の給料月額の欄に掲げる額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とします。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額はこの限りではございま

せん。

次に、議案第24号 基山町立図書館協議会設置条例の制定について。

新しい基山町立図書館の運営やサービスについて検討を行う機関として、基山町立図書館協議会を設置するため、基山町立図書館協議会設置条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、議案第25号 基山町個人情報保護条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定に基づき、特定個人情報の保護のために必要な措置等について定めるため、基山町個人情報保護条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第26号 基山町職員の再任用に関する条例の一部改正について。

被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保護法等の一部を改正する法律、平成24年法律第63号の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号に新たに規定されたことにより、基山町職員の再任用に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第27号 基山町手数料条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付の際の手数料の徴収を行うため、また行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳カードの交付が廃止されるため、基山町手数料条例を改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第28号 基山町公共下水道工事請負契約について。

基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、昭和39年条例第1号第2条の規定に基づき、平成27年8月18日、条件つき一般競争入札に付した下工27補第1号宝満川上流処理区第3号汚水幹線築造工事について、請負契約を締結するため、地方自治法、昭和22年法律第67号第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、議案第29号から議案第32号までは、平成27年度各会計の歳入歳出補正予算について。
議案第29号 平成27年度基山町一般会計補正予算（第2号）。

今回、補正予算として1億4,132万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも63億5,964万6,000円となります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、財政調整基金積立金についてでございます。地方財政法の規定により、決算の余剰金の2分の1以上を積み立てることとなっており、所要額をお願いしております。補正額は9,770万円でございます。

次に、電子黒板及びパソコンです。3つの学校合わせて17セットでございます。補正額は3カ所合計で1,825万6,000円でございます。

次に、公衆無線LAN等環境整備業務委託料についてでございます。図書館と町民会館の2カ所に整備するものであります。補正額は2カ所合計で696万6,000円でございます。以上、概要について申し上げましたが、他の内容については担当課長より補足説明をいたします。

議案第30号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

今回、補正予算として6,581万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも24億4,542万3,000円になります。

なお、補正予算の内容は、国民健康保険税の当初賦課額が確定したこと、繰越金が確定したこと及び基金積立金の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

議案第31号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

今回、補正予算として400万9,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも2億728万円になります。

なお、補正予算の内容は、保険料の当初賦課額が確定したこと等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

議案第32号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）。

今回、補正予算として1,394万9,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は6億3,327万9,000円になります。

なお、補正予算の内容は、国庫補助金等の減額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、認定第1号から認定第4号までは、平成26年度各会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。平成26年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。別冊に、平成26年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計の決算に係る主要な施策の成果の説明をお手元に差し上げております。朗読いたしまして、説明にかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

別紙でございますけれども、それではまず一般会計でございます。決算の概要について、まず説明させていただきます。

歳入につきましては、町税全体で約1.25%の増加となっております。これは、法人町民税が20%伸びたのが大きな要因でございます。一方、固定資産税はわずかでございますが、減少しております。

このほか、地方消費税交付金が、消費税の増税により22%ほどふえております。

次に、国庫支出金につきましては、「臨時福祉給付金」、「子育て世帯臨時特例給付金」の給付がありましたので、5,900万円ほど民生費国庫補助金が増加しております。また、土木費国庫補助金については、「公営住宅等ストック総合改善事業補助金」が新たに2,700万円追加になっております。

また、県支出金につきましては、たんぼぼ保育園の改修に伴う「安心子ども基金事業」により5,600万円ほど民生費県補助金が増加しております。

町債につきましては、「公営住宅建設事業債」4,000万円、「緊急防災・減災事業債」8,000万円、図書館建設のための「地方活性化事業債」5,200万円となっております。

また、財政調整基金より2,800万円、公共施設整備基金より2億7,500万円繰り入れることにより、財源調整を図っております。

一方、歳出につきましては、総務費中「マイナンバー制度に向けた基幹系システム等の改修費」、「コミュニティバス運行関連負担金」等が新たな支出となっております。

次に、民生費につきましては、「福祉交流館関係費」、「臨時福祉給付金」及び「障害者自立支援法の施行による障害者関連費用」により社会福祉費が6,000万円程度、それから「子育て世帯臨時特例給付金」、「子ども・子育て支援制度関係費」、たんぼぼ保育園改修のための「保育所緊急整備事業補助金」等により児童福祉費が1億800万円ほど増加してお

ります。

また、土木費につきましては、基山総合公園施設工事や図書館建設に伴う外構工事、公営住宅等ストック総合改善事業による割田団地外壁改修工事を実施いたしました。

その他、消防自動車更新のための「消防備品購入費」、「急傾斜地崩壊防止工事費」、図書館建設のための「図書館設計・工事関係費」が増加しております。一方、公債費については7,200万円ほど減少しております。

次に、決算規模でございますが、歳入総額は61億559万5,000円、歳出総額は58億772万7,000円で、前年度決算に比べて歳入は3.5%、歳出は1.6%の増となっております。

これは、歳入では安心こども基金事業等の県支出金や公共施設整備基金等の基金繰入金等の増によるものです。また、歳出では民生費や消防費等の増によるものでございます。

次に、決算収支の状況でございますけれども、形式収支額（歳入歳出差引額）は2億9,786万8,000円の黒字で、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は1億246万9,000円で、実質収支額は1億9,539万9,000円となっております。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億1,278万円となっておりますが、実質単年度収支額は1億2,705万5,000円となっております。

収支の状況につきましては、表をお目通しいただきたいと思っております。

それから、歳入でございますけれども、歳入の状況は、平成26年度一般会計歳入決算額は61億559万5,000円で、平成25年度決算額に比べて2億630万3,000円の増になっています。前年度と比較して増収の主なものは、県支出金が8,774万9,000円の増、繰入金が1億4,542万5,000円の増、町債が4,747万円の増となっております。

主な減収としては、自動車取得税交付金が619万3,000円減、国庫支出金が1億5,736万円減となっております。

伸び率等は、表のとおりでございます。

次に、重立った項目を幾つか説明させていただきます。

まず、町税でございますけれども、町税の決算額は23億9,056万5,000円で、前年度に比べて2,946万9,000円の増となっております。増収の主なものは、個人町民税221万1,000円、0.3%の増、法人町民税3,660万5,000円、20.3%の増、町民税全体では3,881万6,000円、4.0%の増となっております。

町税の歳入全体に占める割合は39.2%で、町税の各税目別の決算状況は、次のとおりでお

目通しをお願いをいたします。

それから、7ページにあります(9)の地方交付税でございますけれども、決算額は11億275万4,000円で、前年度に比べて603万7,000円の増でございます。

それから、(13)国庫支出金でございますけれども、決算額が5億3,194万7,000円で、前年度に比べて1億5,736万円の減となっております。これの主な理由は、地域の元気臨時交付金の減によるものでございます。

それから、(14)の県支出金は決算額で4億1,874万8,000円で、前年度に比べ8,774万9,000円の増となっております。これの主な理由は、安心子ども基金事業補助金等の増によるものでございます。

次に、歳出の状況でございますけれども、10ページでございます。

平成26年度一般会計歳出決算額は58億772万7,000円で、前年度に比べて9,280万7,000円の増となっております。

主な増減のうち、増加したものが民生費の1億6,775万4,000円、消防費が8,911万8,000円、教育費が5,986万9,000円など、減少したものが総務費で8,438万3,000円、土木費で1億1,465万3,000円、公債費で7,201万5,000円などとなっております。

それでは、ここで12ページから書いております主な施策の執行状況・事業説明を若干させていただきます。

まず、(2)の①に書いております総合計画作成でございます。平成25年度から策定に取り組み始めた第5次基山町総合計画は、アンケート調査や町民ワークショップ等による町民の意見を参考にしながら、基本構想及び基本計画を策定しました。3月9日に基山町総合計画審議会より答申をいただき、6月議会で上程をいたしました。

次に、⑧「公共交通政策について」でございます。コミュニティバスの本格運行に向けて、6月まで試験運行を行い、7月からは本格運行を実施いたしました。今後とも利用者の利便性を向上し、公共交通としての役割を果たしていけるよう努力してまいります。

次に、民生費でございますが、①の「社会福祉について」は、町民の福祉意識の高揚を図り、主体的な福祉活動への参加を支援し、世代間交流を総合的に推進するとともに、町民が相互に助け合い、支え合う豊かな社会福祉の実現を促進するため、地域福祉活動の拠点としての「福祉交流館」のPR及び利用の促進に努めました。

また、消費税率の引き上げに伴う低所得者の負担を軽減するため、臨時福祉給付金の支給

を行いました。

それから、③の「基山町老人福祉計画について」でございますけれども、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる平成37年度に向けた中長期的な視野に立ち、国の新しい方針とこれまでの事業実績や地域の現状を踏まえながら、課題の解決と高齢者保健福祉のさらなる充実を図るべく、平成29年度を目標とする新しい「基山町老人福祉計画」を策定いたしました。

それから、⑨の「基山町障害者基本計画及び基山町障害福祉計画」につきましては、国の「障害者基本計画（第3次）」の策定を受けて、障がい者施策の見直しを行う必要があるため、障がい者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認し、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新しい「基山町障害者基本計画」及び「基山町障害福祉計画」を策定いたしました。

それから、次に衛生費としましては、⑩の「塵芥処理について」につきましては、クリーンヒル宝満の熱回収施設及びリサイクル施設は順調に稼働しており、5,629トンのごみが処理されました。搬入されたごみの中から、熔融残渣を含む932トンが再資源化され、使用できる家具等については4回のリサイクルバザーを開催しました。

次に、19ページの農林水産業費の②の「農業振興について」でございますが、青年就農給付金については、野菜を中心に栽培を行う3名の新規就農者に対し、佐賀県青年就農給付金事業補助金を利用し、年額450万円の交付を行いました。

それから、⑥の「農産漁村活性化プロジェクト支援交付金」につきましては、基山町西小倉地区の活性化を図るため、国の農産漁村活性化プロジェクト支援交付金を利用し、特用林産物生産施設1棟の建設費の補助を行いました。

次に、20ページの商工費②の「観光について」でございますが、グルメ情報誌「うまかもん」を作成し、町内の飲食店に関する情報を町外にも広くPRしたところでございます。

また、基肄城築造1350年記念事業のため、基山公園施設（便益施設）改修工事を行いました。

次に、土木費としましては、②の「道路改良工事について」でございますが、開田・小林線の道路改良工事を繰り越しにより施工し、全区間整備完了することができました。また、本桜・城の上線の道路改良工事でのり面等を施工し、事業の進捗を図りました。

それから、④の「町営住宅について」でございますが、入居者の安全と住環境の向上を図るため、割田団地3棟の外壁改修工事及び町営住宅の修繕を行いました。

次に、消防費としましては、①の「消防について」でございますが、火災件数については建物火災4件、被害総額705万4,000円となっており、救急車の出動は556回となっております。

また、消防水利確保のため、法定耐用年数を経過した消火栓17基の更新を行っております。

次に、21ページの教育費としましては、②、③の「小学校費について」及び「中学校費について」につきましては、ICT機器を上手に活用してわかりやすい授業を行うため、電子黒板を基山小学校に4台、若基小学校に3台、基山中学校に3台設置しました。

それから、⑥の「歴史民俗資料図書館について」につきましては、新しい図書館建設について8月に実施設計を作成しました。11月には建設会社との契約を締結し、建築工事に着手いたしました。

それから、⑦の「文化振興について」及び⑧の「保健体育について」につきましては、年間を通して町民の方々に御利用いただき、町民会館は延べ人数10万6,450の方々に、また体育施設については延べ人数21万1,490の方々に御利用をいただきました。かいつまんで申し上げますけれども、そういうことでございます。

それから、次に国民健康保険特別会計でございますけれども、平成26年度の決算を見ますと、全体では1億3,244万6,000円の黒字となりました。前年度の繰越金や基金積立金を勘案した実質単年度収支は4,543万1,000円の黒字になっております。

なお、保険給付費につきましては、本年度は前年度に比べ4,609万7,000円、マイナスの3.27%の減となっております。詳しくは、表等で書いておりますので、お目通しを願いたいと思います。

それから、後期高齢者医療特別会計でございます。被保険者数は、平成27年3月末日現在で65歳以上74歳未満が14人、75歳以上が1,998人の合計2,012人でございます。昨年度より55人、2.8%増加しております。

また、平成26年度分の保険料は、調定額1億5,445万7,471円、収納額が1億5,345万2,484円、還付未済額が16万6,700円で、実質収納率が99.24%になっております。

それから、次は下水道特別会計でございますけれども、本町公共下水道は平成13年に供用開始し、平成26年度末までの整備状況は、事業認可区域255.8ヘクタールについては整備率100%となっております。全体計画の554ヘクタールに対しましては、46.17%の整備率となっております。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は76.65%、整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は98.74%となっております。

平成26年度決算額は、歳入総額3億2,280万6,000円、歳出総額3億515万7,000円で、差引額は1,764万9,000円の黒字で、実質収支額も1,764万9,000円となっております。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は828万1,000円となっております。以上が決算関係でございます。決算の詳細につきましては、会計管理者より補足説明いたします。

次に、報告第7号 平成26年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するとともに、公表することとなっております、今回報告するものでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査については、8月11日に基山町監査委員に依頼し、8月24日に平成26年度財政健全化審査意見書を提出していただきました。今回、その写しを付して報告させていただいております。

健全化判断比率については、基山町は実質赤字比率、赤字なし、連結実質赤字比率、赤字なし、実質公債費比率14.4%、将来負担比率14.6%となっております。また、資金不足比率については、基山町は資金不足額はございません。

最後に、報告第8号 基山町一般会計継続費精算報告についてでございます。

内容は、図書館等建設事業でございます。事業年度が平成25年度、平成26年度で、全体計画事業費4,848万5,000円に対しましては、実績が4,848万2,382円、精算差額、マイナス2,618円となっております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ここで10時45分まで休憩いたします。

～午前10時35分 休憩～

～午前10時45分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

会議を再開します。提案理由の説明が終わりましたので、これより担当課長の補足説明を求めます。内山教育学習課長。

○教育学習課長（内山十郎君）

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第24号 基山町立図書館協議会設置条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、新しい図書館の運営やサービスについて検討を行う機関として基山町立図書館協議会を設置するため、条例の制定を行うものでございます。

まず、第1条では、図書館法第14条に基づき、基山町立図書館協議会を設置するものとしております。

第2条では、所掌事務として図書館の運営に関し、館長の諮問に応じ、図書館の行う方針に関し、意見を述べることとしております。

第3条では、協議会は7人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から、教育委員会が委嘱するものとしております。

第4条では、委員の任期を2年としております。

第5条からは、会長、会議、3ページになりますけれども、会議録、報酬等について定めております。

第10条では、議会の庶務は教育学習課で行うものとしております。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

また、議案資料1ページには図書館法及び図書館法施行規則、2ページには基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を掲載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で基山町立図書館協議会設置条例の制定についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第25号の補足説明を求めます。酒井総務企画課長。

○総務企画課長（酒井英良君）

それでは、議案第25号 基山町個人情報保護条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書資料4ページをお願いいたします。

今回の基山町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございますけれども、この法律の制定による改正でございます。

番号法では、個人番号をその内容に含む情報を特定個人情報と言い、これは基山町個人情報保護条例に規定する個人情報に該当するため、条例の規定に基づいて保護措置がなされることとなります。

特定個人情報の取り扱いにつきましては、一般法よりもさらに厳格な個人情報保護措置を講じており、地方公共団体においても保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去などの実施に必要な措置を講ずることとされています。

では、条例の本文について御説明をいたします。今回の改正につきましては、2条立てによる改正といたしております。

第1条につきましては、平成28年1月1日及び附則第1号に規定いたしております番号法の10月5日に施行されます規定の改正となっております。

第2条につきましては、附則第2号に規定いたしておりますマイ・ポータル、情報提供等記録に関して施行されます規定の改正となっております。

議案資料7ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。

まず、第1条の改正による第2条につきましては、特定個人情報の定義規定となっております。

第7条が収集の制限の改正、第13条が利用及び提供の制限、第15条が開示請求権の改正、第37条が利用停止請求の手続を改正するものとなっております。

次に、第2条の改正については10ページをお願いいたします。

第2条につきましては、情報提供等記録の定義規定となっております。

第25条が事案の移送、第35条の2、第35条の3が情報提供の情報先への通知の改正となっております。

基山町個人情報保護条例の一部改正については、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第27号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

議案書の8ページ、お願いいたします。

議案第27号 基山町手数料条例の一部改正について、補足説明をいたします。

個人番号制度の施行に伴い、平成27年10月から個人番号通知カードの交付が始まり、平成28年1月からは、現在の住民基本台帳カードにかわって個人番号カードの交付が始まりますので、各カードを交付する際の手数料につきまして、基山町手数料条例を一部改正するものでございます。

手数料の設定でございますが、個人番号通知カード及び個人番号カードの初回交付については、国が費用を負担するため、初回の交付については無料でございます。紛失や盗難などの理由によって再交付する際の手数料については、国の負担がございませんので、総務省の示す基準や他自治体の手数料の設定状況を参考として、個人番号通知カード再交付手数料については500円、個人番号カード再交付手数料については800円をお願いしております。

改正の内容でございますが、議案・予算関係資料の13ページ以降の新旧対照表もあわせて参照をお願いいたします。

13ページと14ページが第1条の新旧対照表で、平成27年10月5日施行分でございます。別表中33の項を34の項とし、5の項から32項の項までを1項ずつ繰り下げ、4の項の次に5の項として、5個人番号通知カードの再交付1件につき500円、を加えるものでございます。

それから、15ページが第2条の新旧対照表で、平成28年1月1日施行分でございます。6の項を、6個人番号カードの再交付1件につき800円、に改めるものでございます。補足説明については、以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第28号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案書、9ページをお願いいたします。

議案第28号 基山町公共下水道工事請負契約について補足説明をさせていただきます。

8月18日、条件付一般競争入札を行っております。入札には6社が参加し、鳥飼建設株式会社が9,982万5,480円で落札をいたしております。議案にあります取得金額は、消費税を含めた金額でございます。履行期間は、平成28年2月29日となっております。

今回の案件は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条に規定する5,000万円を超えておりますので、仮契約の承認という形で議案をお願いいたしております。よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第29号の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、平成27年度一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに1億4,132万9,000円の追加をお願いをし、総額は63億5,964万6,000円とするものでございます。

議案書の11ページ、12ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に1款町税を3,939万円、9款地方交付税を2億5,882万2,000円、14款県支出金を1,024万8,000円、16款寄附金を1,050万円、次のページの18款繰越金を1億8,039万8,000円増額をし、前のページに戻っていただきまして、13款国庫支出金を3,198万2,000円減額をし、17款繰入金のうち基金繰入金を3億4,200万円減額をし、財源調整を図らせていただいております。

12ページ、13ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費を1億2,697万4,000円、3款民生費を1,320万8,000円、次のページの10款教育費を3,410万1,000円増額をし、8款の土木費を5,342万6,000円減額をし、14款の予備費を424万6,000円増額をして、財源調整を図らせていただいております。

15ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。グループウェアの内部情報系システム更新事業といたしまして、平成28年度から平成32年度までで債務負担行為の設定を新しくお願いをいたしております。これは、本町のグループウェア内部情報系システムの更新のための費用でございまして、5,714万円をお願いをいたしております。

本年度、業者を選定し、平成28年度からの移行に向けて事業実施の計画をいたしており、平成27年度中に準備手続が必要なために、債務負担行為の設定をお願いをするものでございます。

16ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。公園事業債として、2,970万円から1,540万円へ1,430万円の減額、地方道路等整備事業債として、1億670万円から9,070万円へ1,600万円の減額をお願いをいたしております。いずれも、対象事業の事業費の減によるものでございます。

また、臨時財政対策債として、2億6,967万円から3億257万5,000円へ3,290万5,000円の増額をお願いをいたしております。これにつきましては、地方交付税の算定により決定をされたものでございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。平成27年度基山町一般会計（第2号）の事項別明細書、3ページをお願いいたします。

1款町税でございます。3ページから4ページまでの町民税、固定資産税の現年度分につきましては、徴収率を97%から98%へ引き上げ、またそれぞれ調定額の確定見込みによりまして、増減により、1項の町民税1目個人現年課税分に均等割、所得割額を合わせまして337万6,000円の増額、2目法人現年課税分に均等割額、法人税割額を合わせて1,171万8,000円の増額を、また4ページに行きまして、固定資産税の現年課税分に3,001万8,000円の増額をお願いをいたしております。

5ページをお願いいたします。

3項1目軽自動車税でございます。これも徴収率を98%へ引き上げをし、調定見込み額の増と合わせまして275万2,000円の増額をお願いをいたしております。

6ページをお願いいたします。

4項1目町たばこ税1節現年課税分でございます。本数の見込みの減によりまして、紙巻きたばこに595万1,000円の減額をお願いをいたしております。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目1節地方交付税でございます。額の確定によりまして、普通交付税に2億5,882万2,000円の増額をお願いをいたしております。これによりまして、普通交付税の総額が9億7,953万2,000円となります。

9ページをお願いいたします。

12款使用料及び手数料2項手数料1目総務手数料でございます。1節戸籍住民基本台帳手数料に、新しく個人番号関係手数料として9,000円をお願いをいたしております。これは、先ほど条例改正の議案の説明がありましたけれども、個人番号カード、通知カードの再交付

の手数料でございます。

10ページをお願いいたします。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金でございます。2 節社会福祉費負担金に、国民健康保険基盤安定負担金として500万円をお願いをいたしております。これは、保険者支援分の追加でございます。補助率は2分の1でございます。

次に、障害児通所給付費負担金として1,338万1,000円の減額、また新しく障害児入所給付費等及び入所医療費等負担金として同額の1,338万1,000円をお願いをいたしております。これは、国の補助金の国庫金の交付要綱の改正による名称変更でございます。

11ページをお願いいたします。

2 項国庫補助金 1 目民生費国庫補助金でございます。1 節社会福祉費補助金に新しく地域自殺対策強化事業費補助金として16万3,000円をお願いをいたしております。これは、自殺対策の強化を図る国庫事業で、後で説明をさせていただきますけれども、県費による事業の国庫への振りかえでございます。補助率は4分の3でございます。

3 目土木費国庫補助金でございます。1 節道路橋梁費補助金に道路事業費国庫補助金として2,180万4,000円の減額、2 節の都市計画費補助金に公園事業補助金として1,580万円の減額をお願いをいたしております。国の補助金の内示による減額でございます。

8 目総務費国庫補助金でございます。1 節総務費補助金に通知カード・個人番号カード事務委任補助金として608万7,000円の減額、また個人番号カード交付事業費補助金として新しく608万6,000円、同額をお願いをいたしております。これは、同事業の交付事業に伴うもので、補助金名称及び額の確定によるものでございます。

また、同時に新しく個人番号カード交付事務費補助金として55万円をお願いをいたしております。これにつきましては、無償交付分の事務費でございます。

13ページをお願いいたします。

14款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金でございます。2 節社会福祉費負担金に国民健康保険基盤安定負担金として250万円をお願いをいたしております。これは、先ほど説明をいたした分の県費分でございます。補助率4分の1でございます。

次に、障害児通所給付費負担金として669万円の減額、また同じく669万円の 신설をお願いをいたしております。これも、国庫のところで説明申し上げましたように名称変更によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

2 項県補助金 1 目総務費県補助金でございます。6 節地域活性化事業費補助金に、さが段階チャレンジ交付金として329万4,000円の追加をお願いをいたしております。これは、集落等生活圏の維持及び活性化を図るための交付金で、追加募集によるものでございます。補助率は90%でございます。

また、同じく 6 節の消費者行政活性化事業補助金として50万8,000円の減額、消費者行政推進事業費補助金として、新たに50万8,000円の増額をお願いをいたしております。事業費の名称変更によるものでございます。

2 目民生費県補助金でございます。1 節社会福祉費補助金に自殺対策緊急強化基金事業費補助金として11万7,000円の減額をお願いをいたしております。これは、先ほど説明をいたしましたように、県費から国庫への事業振りかえによる減額でございます。県費の場合は、補助率は2分の1でございました。

また、新しく難聴児補聴器購入費助成事業補助金として12万8,000円をお願いをいたしております。補聴器購入助成で、補助率については県が3分の1、町の負担が3分の1となっております。

また、新しく小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金として6万9,000円をお願いをいたしております。これは、医療費の支給認定に係る小児慢性特定疾病児童への特殊寝台等の日常生活用具への助成で、補助率は4分の3でございます。

4 目農林水産業費県補助金でございます。2 節林業費補助金に、新しく特用林産物生産基盤整備事業補助金として50万円をお願いをいたしております。これは、特用林産物、木材以外の林業の生産物をいいますけれども、その特用林産物の生産に必要な施設等の整備に助成を行うもので、補助率は2分の1でございます。

6 目教育費県補助金でございます。3 節社会教育費補助金に、新しく公衆無線LAN等環境整備事業費補助金として338万7,000円をお願いをいたしております。これは、情報収集、発信の利便性向上などにより、ユニバーサルデザインの一環として公衆無線LANの環境整備を行う事業に対しての助成で、補助率は2分の1でございます。

18ページをお願いいたします。

16款 1 項寄附金 3 目総務費寄附金でございます。1 節総務費寄附金に、ふるさと応援寄附金として1,000万円の増額をお願いをいたしております。見込みの増によるものでございま

す。また、基肄城築造1350年事業へ寄附金として50万円をお願いをいたしております。

19ページをお願いいたします。

17款繰入金 1 項基金繰入金 3 目公共施設整備基金繰入金でございます。今回は、公共施設整備基金繰入金に 3 億4,200万円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

21ページをお願いいたします。

18款繰越金でございます。今回、平成26年度の余剰金としまして 1 億8,039万8,000円の追加をお願いし、総額を 1 億9,539万8,000円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。

19款諸収入 5 項 3 目 2 節雑入でございます。新しく、森林基幹林道九千部山横断線建設促進期成会負担金返還金として 3 万3,000円をお願いをいたしております。これは、期成会の解散によるものでございます。

2 段目、3 段目の鳥栖地区広域市町村圏組合負担金過年度返還金13万7,000円、介護保険分過年度返還金1,205万6,000円につきましては、平成26年度負担金の精算金でございます。

また、新しく自動車重量税過年度返還金として15万8,000円をお願いをいたしております。これにつきましては、昨年度更新をしました消防用積載車の自動車重量税の返還金でございます。

23ページをお願いいたします。

20款 1 項 1 目土木債でございます。2 節公園事業債に公園整備事業として1,430万円、7 節地方道路等整備事業債に地方道路等整備事業として1,600万円の減額をお願いをいたしております。対象事業費の減額によるものでございます。

4 目 1 節臨時財政対策債でございます。額の確定によりまして、3,290万5,000円の増額をお願いをいたしております。普通交付税の確定により、算定をされたものでございます。以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出でございます。25ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。13節委託料に、新しく内部情報系システム社会保障・税番号制度対応委託料として43万2,000円をお願いをいたしております。これは、個人番号制度対応のための内部情報系システムの改修費用でございます。

2 目文書管理費でございます。12節役務費に通信運搬費として141万3,000円の増額をお願

いをいたしております。実績見込みによる増額でございます。

3目財政管理費でございます。13節委託料に、新しく内部情報系システム社会保障・税番号制度対応委託料として75万6,000円をお願いをいたしております。これも、個人番号制度対応のための内部情報系システムの財務会計部分の改修費用でございます。

6目企画費でございます。8節報償費に、新しく空き家等対策検討協議会委員謝礼として19万8,000円をお願いをいたしております。空き家の建物及び附属する工作物等を含めた対策を検討するためのものでございます。

26ページをお願いいたします。

11節需用費に印刷製本費として526万2,000円をお願いをいたしております。これは、第5次基山町総合計画の冊子作成の費用でございます。

また、14節使用料及び賃借料に、新しく社会保障・税番号制度連携サーバセキュリティ対策サービス利用料として26万円をお願いをいたしております。これは、個人番号制度に伴うクラウドのサーバへのセキュリティ対策費用でございます。

次に、18節備品購入費に庁用備品として166万5,000円をお願いをいたしております。これは、主に更新時期を過ぎましたパソコンの更新費用でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金に、さが段階チャレンジ交付金として329万4,000円をお願いをいたしております。これは、歳入で説明をいたしましたように集落等生活圏の維持及び活性化を図るための交付金で、追加募集をされたものでございます。対象事業費が366万円で、補助率の90%を掛けまして、329万4,000円の交付をお願いしております。

8目財政管理費でございます。25節積立金に財政調整基金積立金として9,770万円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては、地方財政法の第7条によりまして、決算の余剰金の2分の1以上を積み立て、あるいは繰り上げ償還の財源とするということになっておりますので、今回につきましては歳入のところで申し上げましたように、繰越金の合計が1億9,539万8,000円となっておりますので、その2分の1の9,770万円の積み立てをお願いをいたしております。

13目ふるさと応援寄附基金費でございます。11節需用費に429万1,000円の追加をお願いをいたしております。歳入の部分で説明をいたしましたように、寄附金の増額をお願いをいたしておりますので、それに伴う贈答品の費用が主なものでございます。同様の理由によりまして、12節の役務費、14節使用料及び賃借料に増額をお願いをいたしております。

また、25節の積立金に、ふるさと応援寄附基金積立金として460万円の増額をお願いをいたしております。寄附の収入金額1,000万円から費用の合計を引きました460万円の積み立てをお願いをするものでございます。

28ページをお願いいたします。

2項徴税费2目賦課徴収費でございます。23節償還金利子及び割引料に還付金として170万6,000円の追加をお願いをいたしております。今後の支出見込みによるものでございます。

29ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。14節使用料及び賃借料に個人番号カード等追記用機器借り上げ料として11万7,000円をお願いをいたしております。住所変更等の際のカードへの記載の際に必要なとなりますので、そのための必要な機器借り上げ料でございます。

31ページをお願いいたします。

5項統計調査費2目指定管理費でございます。13節委託料に国勢調査員事務委託料として、新しく4万円をお願いをいたしております。これは、社会福祉施設等の管理団体等への国勢調査員事務を委託するための費用でございます。

33ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。28節操出金に国民健康保険特別会計操出金として723万6,000円をお願いをいたしております。これにつきましては、歳入のところで申しあげました基盤安定分でございます。

2目老人福祉費でございます。13節委託料に、新しくスロージョギング教室事業委託料として14万7,000円をお願いをいたしております。これは、65歳以上を対象にした介護予防のための健康教室の経費でございます。

5目防犯対策費でございます。15節工事請負費に、新しく防犯カメラ設置工事として136万6,000円をお願いをいたしております。基山駅前等3カ所に計5台を設置する計画といたしております。

6目障害者福祉費でございます。20節扶助費に、新しく小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費として9万3,000円をお願いをいたしております。小児慢性特定疾患児への給付費でございます。同じく、20節扶助費に難聴児補聴器購入費助成費として25万6,000円をお願いをいたしております。歳入のところで説明申しあげましたように、難聴児への補聴器購入の助成でございます。補助率、県3分の1、町の持ち分が3分の1となっております。

34ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。19節負担金補助及び交付金に保育士等処遇改善臨時特例事業補助金として117万1,000円の減額、20節扶助費にたんぼぼ保育園運営費として同額の117万1,000円の増額をお願いをいたしております。これにつきましては、子ども・子育て支援制度により、本事業が保育所運営費の加算額ということになりましたので、予算計上項目の変更でございます。

38ページをお願いいたします。

6款農林水産業費2項林業費1目林業総務費でございます。19節負担金補助及び交付金に特用林産物生産基盤整備事業補助金として、新しく50万円をお願いをいたしております。これは、歳入のところで説明を申し上げましたように、特用林産物の生産に必要な施設等の整備に関する支援を行うものでございます。補助率2分の1でございます。

39ページをお願いいたします。

7款1項商工費1目商工総務費でございます。19節負担金補助及び交付金に、さが段階チャレンジ交付金事業補助金として36万6,000円をお願いをいたしております。さが段階チャレンジ交付金事業の事業主体負担分への助成でございます。

41ページをお願いいたします。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費でございます。11節需用費に修繕料として200万円の追加をお願いをいたしております。町道の維持補修の見込み費用でございます。

13節委託料に橋梁詳細調査・補修設計業務委託料として484万7,000円の減額をお願いをいたしております。補助対象事業の国庫内示による事業費の減額でございます。

15節工事請負費に町道舗装補修工事として450万円の追加をお願いをいたしております。白坂久保田2号線外の舗装補修工事のための費用でございます。

また、黒谷線舗装補修工事として282万2,000円の減額をお願いをいたしております。これにつきましては、補助対象事業の内示による事業費の減額でございます。

2目道路新設改良費でございます。13節委託料に三国・丸林線道路改良測量業務委託料として292万8,000円、同じく三国・丸林線道路改良設計業務委託料として577万8,000円の減額をお願いをいたしております。これにつきましても、補助対象事業の国の内示による事業費の減額でございます。

15節工事請負費に本桜・城の上線道路改良工事として1,569万6,000円の減額をお願いをい

たしております。これも、内示による事業費の減でございます。

42ページをお願いいたします。

8款土木費3項都市計画費3目公園費でございます。13節委託料に都市公園長寿命化委託料として960万円の減額をお願いをいたしております。これにつきましても、同様に内示による減でございます。

また、15節工事請負費に基山総合公園施設工事として2,200万円の減額をお願いをいたしております。これも、また同様に補助対象事業の国の内示による事業費の減額でございます。

43ページをお願いいたします。

5項住宅費1目住宅管理費でございます。11節需用費に修繕料として225万2,000円をお願いをいたしております。今後の施設の支出見込みによる増額をお願いをいたしております。

44ページをお願いいたします。

9款1項消防費1目常備消防費でございます。19節負担金補助及び交付金に鳥栖・三養基地区消防事務組合負担金として609万6,000円の追加をお願いをいたしております。額の確定による増額でございます。

46ページをお願いいたします。

10款教育費2項小学校費1目基山小学校管理費でございます。11節需用費に修繕料として111万1,000円をお願いをいたしております。これは、基山小学校の中庭ウッドデッキの修理及び保護塗装の費用でございます。

3目基山小教育振興費でございます。18節備品購入費に教材備品として958万円の増額をお願いをいたしております。これは、電子黒板及び電子黒板用のパソコン10台分でございます。同様に、4目の若基小学校の18節備品購入費に3台分をお願いをいたしており、次のページの47ページの3項中学校費2目教育振興費18節に4台分をお願いをいたしております。

48ページをお願いいたします。

4項社会教育費4目歴史民俗資料図書館費でございます。1節報酬に、新しく図書館協議会委員報酬として5万7,000円をお願いをいたしております。これにつきましては、先ほど課長のほうより説明がありました協議会委員の報酬でございます。

13節委託料に、新しく公衆無線LAN等環境整備業務委託料として372万6,000円をお願いをいたしております。これは、図書館に公衆無線LANの環境を整備するものでございます。

5目文化振興費の13節委託料にも、同様に324万円をお願いをいたしております。これに

つきましては、同様のLAN環境の整備を町民会館にも行いますので、その整備費用をお願いをいたしております。

49ページをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。13節委託料に、新しくスロージョギング教室事業委託料として9万8,000円をお願いをいたしております。スロージョギング教室委託料につきましては、先ほど老人福祉費の部分で説明いたしましたが、こちらにつきましては対象を65歳未満といたしております。

また、音響装置業務委託料として、新しく13万円をお願いをいたしております。これにつきましては、総合公園多目的グラウンドの音響設備に係るものでございます。

2目スポーツ振興費でございます。11節需用費に修繕料として286万2,000円をお願いをいたしております。これにつきましては、総合体育館のシャワーに係るボイラーの修理費用でございます。

50ページをお願いいたします。

12款1項公債費1目元金、2目利子でございます。これにつきましては、支払い元金及び利子の確定によりまして、増及び減をお願いをいたしております。

51ページをお願いいたします。

13款諸支出金2項諸費1目国県支出金返納金でございます。これは、主に障害者自立支援給付費国庫負担金や臨時福祉給付金の事業への返還金でございます。

52ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費でございます。今回、予備費に424万6,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第30号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

議案第30号 平成27年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の17ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,581万5,000円の追加をお願いし、総額を24億4,542万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項の国民健康保険税については、まとめて説明をいたします。国民健康保険税の当初賦課額が確定いたしましたので、全体で2,339万5,000円の更正をお願いしております。

4ページをお願いいたします。

5款1項1目の前期高齢者交付金でございます。これにつきましては、平成27年度の交付額が確定をいたしましたので、8万1,000円の更正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

6款2項1目の2節二種交付金の保険税収納対策事業でございます。保険税の収納率に応じて交付される県からの交付金で、450万円の追加をお願いしております。

6ページをお願いいたします。

8款1項1目の利子及び配当金でございます。財政調整基金分の利子分の追加でございます。利率の見積もり入札により、10万9,000円の追加をお願いしております。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定繰入金を1,000万円追加いたしております。これは、いわゆる1,700億円の国からの保険者支援分の追加でございます。10月20日の時点の所得と世帯構成によりまして、金額が確定をいたしますけれども、現時点で1,000万円を計上をいたしております。

次の財政安定化支援事業でございますが、地方交付税で措置される額が確定いたしましたので、278万1,000円の更正でございます。

事務費につきましては、国保データベースシステム管理手数料の追加で、1万7,000円をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

9款2項1目1節の財政調整基金繰入金でございますが、1,499万9,000円の更正をお願いしております。これにつきましては、平成26年度の繰越金の額が多かったことで、基金から

の繰り入れが不要となったものでございます。

続きまして、歳出でございます。10ページと11ページは財源内訳の変更でございます。

12ページをお願いいたします。

3款1項1目の後期高齢者支援金につきましては、平成27年度分の額が確定いたしましたので、34万5,000円の追加をお願いしております。

13ページをお願いいたします。

4款1項1目の前期高齢者納付金についても、平成27年度分が確定いたしましたので、3万2,000円の追加をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

6款1項1目の介護納付金につきましても、平成27年度の額が確定をいたしました。18万円の更正をお願いをしております。

15ページをお願いいたします。

8款1項1目のKDBシステム管理料でございますが、平成27年度の国保データベースシステムの手数料が確定をいたしましたので、1万7,000円の追加をお願いをしております。

16ページをお願いいたします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金でございますが、利子分として11万円の追加、また基金積立金として3,199万9,000円の追加をお願いをしております。平成26年度から平成27年度への繰越金が多かったために、積み立てが可能となったものでございます。

17ページをお願いいたします。

11款1項2目の償還金でございます。国などからの交付金などは、現年分は概算で交付を受けまして、翌年度以降に精算をする仕組みになっております。多く交付されていた分をお返すものでございます。国県支出金返納金として2,668万8,000円、過年度特定健康診査・保健指導負担金返納金として8万6,000円、過年度療養給付費等負担金返納金として600万2,000円の追加をお願いをしております。

18ページをお願いいたします。

11款3項2目の一般会計操出金でございます。平成26年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算を行うものです。24万7,000円の追加でございます。

最後に、19ページをお願いいたします。

12款の予備費でございます。今回、財源調整のために46万9,000円の追加をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第31号の補足説明を求めます。安永住民生活課長。

○住民生活課長（安永宏之君）

それでは、議案第31号 平成27年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ400万9,000円の追加をお願いし、総額を2億720万円とするものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療特別会計の事項別明細書により御説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款の後期高齢者医療保険料でございます。まとめて御説明をいたします。平成27年度の当初賦課及び滞納繰越額が確定をいたしましたので、341万4,000円の追加をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

4款1項1目の事務費繰入金でございますが、歳出1款2項の徴収費を減額しましたので、2万5,000円の更正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

5款1項1目の繰越金でございます。平成26年度歳入歳出差引額が確定いたしましたので、62万円の追加をお願いをしております。

続きまして、歳出でございます。6ページをお願いいたします。

1款2項1目徴収費の11節の印刷製本費につきましては、システム変更により納付書の封筒が総務企画課で一括購入できるようになりましたので、3万円の更正をお願いをしております。

12節の手数料につきましては、口座振替がふえたために5,000円の追加をお願いをしております。

7ページをお願いいたします。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。平成27年度分の保険料の当初賦課が確定いたしました関係で、387万9,000円の追加をお願いをしております。

最後に、8ページをお願いいたします。

4款2項1目の一般会計操出金でございます。平成26年度に一般会計から繰り入れました事務費の精算でございます。15万5,000円の追加をお願いをしております。

補足説明については以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、議案第32号の補足説明を求めます。古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

議案第32号 平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書23ページをお願いいたします。

補正の内容といたしましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正をいたします。収益的収入の補正はございません。

収益的支出の補正といたしまして、第1款下水道事業用を86万4,000円追加をいたし、計の3億9,635万5,000円といたします。

続きまして、資本的収入及び支出第4条に移ります。資本的収入1,394万9,000円を減額いたしまして、計の1億4,957万9,000円といたします。資本的支出1,481万3,000円を減額し、2億3,692万4,000円といたします。

内容につきましては、平成27年度基山町下水道事業会計補正予算書に関する説明書でいたします。説明書をお願いいたします。説明書、詳細につきましては平成27年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画兼事項別明細書で説明をさせていただきます。

説明書の3ページをお願いいたします。

収益的支出の1款管渠費を44万9,000円の追加をお願いしております。これは、マンホール詰まりによる洗浄清掃委託料、管路の管内洗浄及びテレビカメラ調査に対する委託料によるものです。

次に、4ページでございます。

収益的支出の1款総係費を41万5,000円の追加をお願いいたしております。これは、職員手当及び公営企業会計等事務の研修によるものです。収益的支出の合計は86万4,000円の追加となります。

次に、6ページでございます。

資本的収入の1款建設改良企業債を680万円の減額及び2項1目の国庫補助金の750万円の減額をそれぞれ行い、計1,430万円の減額をお願いするものです。これは、国庫補助事業対象の減額によるものです。

続きまして、1款4項基金繰入金を35万1,000円の増額をお願いするものです。これは、汚水処理の収支均衡をとるためのもので、資本的収入の合計は1,394万9,000円の減額となります。

次に、7ページでございます。

資本的支出1款下水道整備費です。この支出の給料、職員手当及び共済組合負担金は本町の4月の人事異動に伴うもので、119万円の減額となっております。

工事請負費では、1,500万円の減額をお願いいたします。これは、国の下水道事業対象の額の減額によるものです。

続きまして、研修費でございます。15万8,000円の減額をお願いいたします。これは、下水道事業の技術研修の減によるものです。

次に、8ページをお願いいたします。

資本的支出1款3項1目基金積立金への153万5,000円の追加をお願いいたしております。これは、公共下水道での収支均衡を図るためのものです。資本的支出の合計は1,481万3,000円の減額となります。今回の補正につきましては、基山町下水道事業会計1,394万9,000円の減額をし、現行予算と合わせた総額6億3,327万9,000円とするものです。

以上で基山町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、平成26年度各会計の決算についての補足説明を求めます。木村会計管理者。

○会計管理者（木村 司君）

それでは、私のほうから平成26年度一般会計及び国民健康保険、後期高齢者医療、下水道の各特別会計の決算に係る補足説明を行います。

平成26年度一般会計及び各特別会計の決算につきましては、地方自治法第233条の規定に

に基づき、政令に定めるところにより決算を調整し、一般会計及び特別会計の諸書類、その他政令で定める書類とあわせて町長に提出いたしております。町長は、決算及び関係書類を監査委員の審査に付するため、それらの書類を提出し、監査委員による決算審査が行われております。後ほど、監査委員より意見を付して決算審査報告をしていただきます。平成26年度各会計の決算を議会の認定に付するため、認定第1号 平成26年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第4号 平成26年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの4議案において、地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、決算に関する主要な施策の成果説明書及び監査委員の決算審査意見書を付して提出いたしております。

また、決算説明資料を決算認定関係資料として提出しております。決算に関する主要な施策の成果説明書につきましては、先ほど町長が詳しく説明をいたしましたので、省かせていただきます。私のほうからは、実質収支に関する調書、財産に関する調書について説明をさせていただきます。

それでは、まず実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、資料の1ページでございます。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額61億559万5,000円、歳出総額58億772万7,000円で、歳入歳出差引額が2億9,786万8,000円となっております。平成26年度につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源が1億246万9,000円ございますので、実質収支は1億9,539万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

国民健康保険特別会計につきましては、実質収支額は1億3,244万6,000円となっております。

次に、3ページでございます。

後期高齢者医療特別会計の実質収支額は、62万1,000円となっております。

4ページをお願いします。

下水道特別会計につきましては、平成27年4月1日から下水道事業会計が開始されるため、3月31日で終了しており、実質収支額は1,764万9,000円となっております。

次に、財産に関する調書について御説明をいたします。

5 ページをお開きください。

公有財産の土地及び建物の行政財産につきまして、決算年度中に土地の増減がありますので、その主なものも御説明させていただきます。

まず、公共用財産の公衆用道路2,371.8メートル増につきましては、町道や林道の寄附や、普通財産から町道への用途変更及び開発行為によります帰属による増等でございます。

次に、福祉施設2,855.08平方メートル増につきましては、福祉交流館用地でございます。

また、その他の公共用財産の3,092.08平方メートルの減につきましては、福祉交流館用地一部用途変更による減でございます。

最後に、建物1,101.68平方メートル増につきましては、福祉交流館でございます。

次に、6 ページをお願いします。

山林についてでございますが、山林の立木の推定蓄積量2,020.27立方メートル減につきましては、基肄城整備事業により買い取りました森林を保安林の整備ということで間伐したことによる減でございます。

次に、(3)の出資による権利についてでございますが、調書の中でごらんのように決算年度中の増減はございませんが、佐賀県畜産公社入会預かり金につきましては、従前佐賀県畜産公社出資金からの変更でございます。

また、佐賀県畜産協会出資金入会預かり金につきましては、従前佐賀県畜産協会出資金からの名称変更となっております。

次に、7 ページと8 ページをごらんいただきたいと思いますが、物品関係でございます。物品につきましては、50万円以上の物品について計上させていただいておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、基金関係の主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、今年度から基金関係につきましては出納閉鎖期間がないことから、従前5月末の年度末をもって報告をさせていただいておりましたけれども、今回から3月末日をもって各基金の会計が閉じることになりますので、今回昨年3月末日から本年3月末日の状況を資料として提出させていただいております。そのため、各会計の年度末の数値と一致しないことがございますけれども、その点は御理解の上でごらんいただきたいと思っております。

それでは、主なものについて説明させていただきます。

財政調整基金につきましては、平成25年会計分を7,500万円積み立て、同会計分に繰り入

れるために、4,700万円を取り崩しております。残りは、平成26年度会計の利息分を積み立てたものでございます。

次に、減債基金につきましては、平成25年度会計分を繰り入れるために2,800万円を取り崩しております。残りは、平成26年度会計の利息分を積み立てたものでございます。

次に、公共施設整備基金につきましては、平成25年度会計分に繰り入れるために1億700万円を取り崩しております。

また、平成26年度会計に繰り入れるために8,823万5,704円を取り崩しております。

一方、利息466万8,000円を積み立てております。このうち300万円は国債運用による利息でございます。

次に、人づくり振興基金につきましては、平成26年度に繰り入れるため700万円を取り崩しております。

次に、10ページから18ページまでにつきましては、会計別決算総括表と款別決算額比較表をつけております。決算内容の詳細につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、会計別決算総括表、款別決算額比較表、その他決算説明資料を提出しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして平成26年度各会計の決算についての補足説明をさせていただきましたが、何とぞ御審議賜り認定いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、監査委員による審査報告を求めます。過能代表監査委員。

○代表監査委員（過能義隆君）

それでは、平成26年度の決算審査の報告をいたします。

意見書の1ページです。

まず、審査の対象ですが、平成26年度の一般会計と3つの特別会計の歳入歳出決算及び歳入歳出決算事項別明細書並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査しております。

それから、特定の目的のために資金を運用するため、基金として設けられました土地開発基金など3つの基金の運用状況を審査しています。

審査の期間ですが、平成27年7月21日から8月6日までで、末次監査委員とともに審査をしています。

審査の方法ですが、決算係数の正確性、予算の執行状況等につきまして、通常実施すべき審査手続を実施しています。

次に、審査の結果ですが、一般会計と3つの特別会計の決算書及びその附属書類は、いずれも法令に規定された様式に準拠しており、かつ決算係数は関係諸帳簿と符合して正確であると認められました。

予算の執行状況につきましては、おおむね適正に執行されているものと認められました。

決算審査の意見につきましては、2ページから7ページに記載していますので、ポイントの部分だけ説明をさせていただきます。

2ページ、(1)一般会計の収支状況についてです。平成26年度は、一般会計から特別会計への繰り入れを2億9,300万円行いましたが、一般会計としては実質収支で1億9,500万円の黒字になっています。公会計では、借り入れというのは歳入に入れることになっていますから、歳入が不足する場合は借り入れをして黒字に持っていくこともあると思いますが、基山町はそういうことはしておりませんで、借入金を5,700万円減少させた上で黒字決算となっています。平成26年度も、健全な財政運営の基本は確保できたと評価できると考えます。

(2)国民健康保険特別会計の収支状況についてです。一般会計から1億1,200万円の繰り入れをしてもらった結果、平成26年度は実質収支で1億3,200万円の黒字決算となっています。当会計は、どこの自治体もそうですが、財政運営が非常に厳しい状況です。そのような中で、基山町の平成26年度の決算を見ますと、歳入のうち国民健康保険税が4億496万円で、前年より1,211万円減少しましたが、歳出のほうも歳出合計で67%を占めます保険給付費が13億6,166万円で、前年度より4,610万円減少したため、最終的には黒字を確保できております。

佐賀県では、平成26年度は20市町のうち13市町が赤字のようですが、平成25年度は8市町が赤字ということで、前年度から増加しており、国民健康保険特別会計は非常に厳しい状況にあります。国民健康保険税につきましては、住民の関心の高いところでもありますから、値上げは極力避けるべく、収納未済額の一層の収納率向上と財政努力をお願いいたします。

(3)下水道特別会計についてです。一般会計から1億5,500万円の繰り入れがあり、実質収支額は1,765万円の黒字決算となっています。この事業は、借入金が25億円と非常に多く、歳入の49%を一般会計からの繰入金で維持されている事業で、財政運営は厳しい現状にあります。住民の快適な生活に欠かせない重要な役割を果たしている事業です。平成27年

4月から公営企業会計に移行されていますが、公営企業会計の目的に沿った円滑で健全な事業運営に努めていただきたいと思います。

次に、3ページ、(6) 町債残高と借入金利子についてです。町債残高借入金は、平成26年度末で59億円で、10年前に比べますと約10億円減少しています。この借入金は、先ほど町長が説明しました財政健全化判断比率を算出する大きなポイントになっている項目で、この借入金が増えたことにより、比率が改善されています。

それと、借入金が増えたことに伴い、当然ですが、借入金の利子が5年前に比べまして年間で6,000万円、10年前に比べますと約9,000万円、借入金の利子が減少しています。これは、大きな歳出削減効果があったと言えると思います。

それでも、やはり今の歳入に比べますと59億円という借入金は多いのではないのでしょうか。町債の増発は、やむを得ない面もあると思いますが、極力発行額は抑制していただきたいと思います。

次に、4ページ、(7) 自主財源についてです。自主財源につきましては、平成26年度は前年度より1億9,500万円増加しまして、約32億円の歳入になっています。合計金額としては増収になっていますが、内訳をみますと基金からの繰入金と前期からの繰越金で1億7,000万円、町税2,900万円の増収です。町税のうち、個人住民税は約200万円、法人住民税は約3,600万円の増収となっています。今後も、定年退職者の増加等の要因もあり、それに公共施設の老朽化に対するための経費の増加が予想されます。今後の財政運営が厳しさを増す中で、必要な住民サービスを確保するためには、この自主財源の増収というのは不可欠であり、自主財源の増収になる方策はいろいろと考えられると思います。(9)で記載させていただいていますが、ふるさと納税への取り組みを積極的に行うなど、自主財源構成比を高める財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

次に、5ページ、(10) 一部事務組合の負担金についてです。一部事務組合の負担金としては、消防が2億1,000万円、ごみ処理が2億2,000万円、し尿処理が1億2,000万円、介護保険が2億1,000万円であり、当町としての多額の歳出となっています。

昨年の決算審査でも意見を述べさせていただいていますが、この負担金の中で最も金額の多いのは、ごみ処理の負担金です。クリーンヒル宝満へのごみ処理にかかった経費は、ごみの搬入量の割合で負担金が決まっていますが、基山町はほかのところに比べて1人当たりの搬入量が多いというデータが出ております。負担金を減少していくためには、生ご

みの水切り、コンポストでの再生利用、リサイクル資源の分別強化など、町職員、住民が一体となって経費の縮減に向けて取り組んでいただきたい。

次に、6 ページ、(12) 時間外勤務についてです。時間外勤務につきましては、平成26年度の総時間外勤務は1万1,385時間で、前年より3,150時間増の138.2%となっており、2年連続で大幅に増加しています。

各課の課長は、自部署の業務遂行責任だけでなく、経費節減と効率よく時間内に「しごと」を完了させるという責務があります。人件費、経費節減だけでなく、職員の健康管理の観点からも、全庁的に時間外勤務の縮減に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、(15) まとめに入ります。地方自治体の決算で、黒字か赤字かというのは、通常実質収支額で判断するのですが、当町の実質収支額は一般会計と特別会計の合計額で、ここ6年連続して毎年2ないし3億円の黒字を計上しております。しかも、借入金は6年間連続して減少しております。これは、健全な財政運営に努めてきた結果と言えると思います。問題は、今後の財政運営と思います。

今後は、歳入面では、国の財政状態から見ますと国庫補助金等の減収は避けられないと思いますし、基山町の場合は特に高齢化進展などによる住民税等の収入の減少が予想されます。歳出面では、社会保障関係費や公共施設等の老朽化に対応するための経費が大幅に増加すると予想されます。また、図書館建設による多額の支出もあり、今後の財政運営の厳しさが一層増すと見込まれます。

結論ですが、今後の財政運営に当たっては、一層の各種財源・歳入の確保に町職員全員で取り組むとともに、基金の有効活用及び借入金縮減並びに事務事業の効率的な執行等による歳出削減・抑制に努めていただきたい。そして、目的とする住民のニーズを的確に把握したサービスの向上を図るとともに、当町の活性化に努められることを望みます。

以上です。

日程第20 報告第9号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 報告第9号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についてを議題とします。
大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

報告第9号 教育委員会事務事業点検及び評価報告について、概要を御説明いたします。

教育委員会の事務事業の点検及び評価制度につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならない」とされています。

このため、本町教育委員会では、平成26年度事務事業について点検及び評価を行うため、本町教育委員会の概要、活動実績並びに平成26年度基山町教育委員会の基本方針の各重点目標の評価について、取り組みと成果、自己評価、課題と今後の方向性について、事務事業の点検及び評価を別添のとおり取りまとめました。

また、報告書については、同法第27条第2項の規定に、「事務事業の点検及び評価を行うに際し、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定されています。このため、学識経験を有する3名の方に、平成26年度教育委員会事務事業点検・評価報告書についての御意見をお伺いいたしました。

それでは、報告書の内容を御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページは、教育委員会の事務事業の点検及び評価制度について説明をいたしております。

2 ページをお願いいたします。

2 ページは、教育委員会の概要について記載しております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページから7 ページにかけて、平成26年度の教育委員会の会議において審議した議案及びその結果と教育委員会の活動実績を記載しております。

8 ページをお願いいたします。

8 ページは、事務事業の評価の方法及び点検、評価に関する意見を伺った有識者について記載しております。

9 ページをお願いいたします。

9 ページに、主要施策の評価として、平成26年度基山町教育の基本方針の重点目標を記載し、これに基づいて9 ページから60ページまで、それぞれの施策の目標と取り組み状況と成果、自己評価、課題と今後の方向性について記載しております。

今年度も、②の取り組みと成果、③自己評価、④の課題と今後の方向性については、該当する項目で各学校、係ごとにそれぞれ詳しく表記しております。

61ページをお願いいたします。

61ページから、平成26年度教育委員会事務事業点検・評価に関する有識者会議における意見書ということで、8月5日の有識者会議において御意見をお伺いし、その意見を取りまとめた意見書を添付しております。

以上で報告第9号 教育委員会事務事業点検及び評価報告についての概要説明を終わります。

日程第21 決算特別委員会の設置について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第21. 決算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。基山町議会委員会条例第4条第1項の規定により今期定例会に決算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により決算特別委員会の委員の定数を12名とすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置し、同特別委員会の委員の定数を12名とすることに決しました。

なお、決算特別委員会委員の指名については、基山町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長において指名を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、議長において決算特別委員会の委員の指名を行います。

決算特別委員会委員に、議長を除く全議員を指名します。

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

～午後0時09分 散会～